

緑地（新港ふ頭中央・東・北緑地、浦添ふ頭東・南緑地） における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和 2 年 5 月 26 日
那覇港管理組合 総務部管理課

緑地の利用にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、次の点に留意してください。

1. 基本チェックリスト

- 体温・体調の確認（発熱・咳・咽頭痛等はないか）
- マスクの着用
- 手洗い、アルコール等による手指消毒の徹底
- 咳エチケットの徹底
- 身体的距離（2 m以上）の確保
- 会話は対面を避ける

2. 基本的な感染拡大予防策

（1）感染症防止のための緑地利用方法

①密にならないための対策

- ・他利用者との距離（2 m以上）を確保する（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- ・ミーティング等においても、密集・密接を避ける

②以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる

- 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛等の症状がある）
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

（2）対人距離の確保の方法

①接触感染対策

- ・こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施する
- ・周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにする

②飛沫感染対策

- ・マスクを持参する（会話をしている際にはマスクを着用する）
- ・大きな声で会話、応援等はしない
- ・運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取る

（3）その他

- ・感染拡大防止のために管理者が決めたその他の措置を遵守し、指示に従う